地縁団体
認可申請の手引き

可児市市民部地域振興課

令和３年11月

目　　次

１．認可制度について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２．対象団体について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
３．認可要件について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
４．認可申請の事前準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
５．認可申請の手続き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
６．認可申請手続きの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
７．認可後の手続き等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
８．認可地縁団体の義務について・・・・・・・・・・・・・・・・９
９．認可地縁団体の不動産登記の特例について・・・・・・・・・10

【記入例・参考資料等】

認可申請書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
構成員の名簿 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
事業報告書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
地縁団体の代表者に関する書類（代表者就任承諾書） ・・・・17
規約変更認可申請書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
告示事項変更届出書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
総会議事録例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22
所有不動産の登記移転等に係る公告申請書 ・・・・・・・・・・24
地縁による団体規約例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25

地縁による団体の認可について

自治会・町内会等は、市長の認可を受けて法人格を取得することで、地方自治法第260条の２における「地縁による団体」となることができ、団体名義で不動産登記等を行うことができます。

Ⅰ．認可制度について

これまで自治会・町内会等（以下「自治会」という。）は、ＰＴＡや青年団などと同じく、法的には「権利能力なき社団」と位置づけられており、団体名義での不動産の登記等ができませんでした。しかし、自治会で集会施設などの不動産等を保有している場合は、自治会名義で不動産等の登記等ができないため、会長名義や当時の役員の共有名義で登記を行うしかありませんでした。ところがこのような場合、名義人が転居や死亡などにより自治会員でなくなってしまうと、名義人の変更や相続の問題等が生じてしまいます。

このような問題に対応するため、平成３年に地方自治法が改正され、これまで任意の団体であった自治会が、市長の認可を得ることによって、法律上の権利能力を有する「法人格」が認められるようになりました。認可された団体を「認可を受けた地縁による団体（略称：認可地縁団体）」といいます。自治会が認可地縁団体となることによって、不動産等の登記が可能となり、名義人の変更や相続の問題等を解消することができます。

また、平成27年の地方自治法の改正により、認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例制度が創設されました。登記簿に表示された所有者が数世代も遡り、相続人の所在が分からないなどの理由により、移転登記が困難な場合は、一定の要件を満たすものについては、市長が公的手続きを経て、証明書を発行することにより、認可地縁団体が登記申請を行うことができるようになりました。

さらに、令和３年の地方自治法の改正により、地縁による団体は不動産等を保有していない又は保有する予定がない場合であっても認可を受けることが可能になりました。

２．対象団体について

この制度は、一定の区域に住所を有する「地縁（つながり）」に基づいて形成された団体（地縁による団体）で、いわゆる自治会などが対象となります。そのため次のような団体は対象となりません。

○　特定の目的だけを行う団体

⇒　同好会、スポーツ活動、環境美化活動等、特定の活動を行う団体など

○　構成員に対して、住所以外の特定の条件を要する団体

⇒　老人会や子ども会（年齢の制限）、婦人会（性別の制限）など

３．認可要件について

自治会が法人格を得るためには、市長の認可が必要です。認可を受けるためには、地方自治法第260条の２第２項で規定されている次の４つの要件をすべて満たしていることが必要です。

（１）目的

地縁による団体の存ずる区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること。

地域的な共同活動とは、清掃美化活動、集会施設の管理、親睦事業等、一般的な自治会・町内会活動のことです。現にその活動を行っていると認められるには、過去２年以上の活動実績が必要です。そのため、発足してから２年未満の場合は認可できません。

（２）区域

地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

河川や道路等で区域が画されているなど、容易に自治会の区域がわかる状態であること、という意味です。他の自治会の区域と重なる場合は、調整して重ならないようにする必要があります。

（３）構成員

地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員になっていること。

その区域に住む人すべてが加入できる、という意味です。世帯を単位とすることは認められず、また、区域に住所があること以外に、年齢・性別・国籍等の条件を付けてはいけません。相当数とは、その区域の全住民（自治会に加入していない人を含む）の過半数です。

なお、認可を受けた地縁による団体は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならないことになっています。

（４）規約

規約を定めていること。

地方自治法第260条の２第３項に規定されている内容（①目的　②名称　③区域　④事務所の所在地　⑤構成員の資格に関する事項　⑥代表者に関する事項　⑦会議に関する事項　⑧資産に関する事項）とする必要があると同時に、地方自治法第260条の３から第260条の40までの内容（代表者・監事・総会等）にも従ったものとする必要があります。

４．認可申請の事前準備

まずは、認可地縁団体となるかどうかを自治会の中でよく話し合いをしてください。認可地縁団体の認可を受けるためには、現行の規約に基づいて総会を開催し、認可申請を行うかどうかの議決を行う必要があります。

また、それ以外にも申請に必要となる下記の重要事項を総会にて決定しておくことも必要です。（詳細については、地域振興課にご相談ください。）

（１）規約の決定

規約には次の事項を定めてなければなりません。規約の記載例を基に作成してください。**総会を開催する前に、規約の改正案について地域振興課にご相談ください。**

①　目的

⇒　良好な地域社会の維持形成に資することを目的としますが、当該地縁団体の権利能力の範囲を明確にするためにも、活動内容を出来るだけ具体的に定めてください。

② 名称

⇒ 特に制限はありませんが、他の法律に抵触しないよう注意してください。

③ 区域

⇒ 区域は、住民にとって容易に特定できることが必要です。字名、地番等で表示してください。河川や道路などの客観的なものによる表示方法でも構いません。河川や道路などの客観的な表示方法により規定している場合は、当該区域の範囲が地番等で具体的に表示できるような資料を添付してください。

④ 事務所の所在地

⇒ 特に制限はありませんが、これが当該地縁団体の正式な住所となります。「会長の自宅に置く」とすることもできますが、告示事項であるため、会長の交代ごとに告示事項変更届を提出する必要があります。

⑤ 構成員の資格に関する事項

⇒ 当該地縁団体の区域に住所を有する個人はすべて構成員となれること及び正当な理由がなければ加入を拒むことが出来ない旨を必ず記載しなければなりません。

⑥ 代表者に関する事項

⇒ 代表者の選出方法、任期、職務等を規定します。

⑦ 会議に関する事項

⇒ 会議の種類、招集方法、議決方法、議決事項等を規定します。

⑧ 資産に関する事項

⇒ 保有資産の構成、取得、処分の方法及び管理の方法等を規定します。また、地方自治法第260条の４の規定により、財産目録の作成が義務づけられていますので留意してください。なお、負債財産は規定する必要はなく、保有財産の構成は「別に定める保有財産目録による」としても構いません。

（２）構成員の決定

認可申請には構成員名簿を添付しますが、この名簿により相当数のものが構成員となっているかを判断します。なお、認可申請には、氏名及び住所を明記した構成員名簿を添付することが要件となっています。

（３）代表者の決定

認可申請は、当該団体の代表者が行うことになっています。

５．認可申請の手続き

申請にあたっては、次の書類を地域振興課に提出してください。

① 認可申請書

② 規約

⇒ 認可要件４－（１）の事項を定めたもの

③ 認可を申請することを総会で議決したことを証する書類

⇒ 総会での議決が必要となるため、総会議事録の写しで、議長と議事録署名人の署名のあるもの（※規約で「署名押印が必要」と規定している場合には、署名と押印の両方が必要です。）

④ 構成員の名簿

⇒ 認可申請する地縁団体に加入している全員の住所・氏名が記載されているもの。当該地縁団体の相当数（原則として過半数）の構成員が必要です。

⑤ 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域活動を現に行っていることを記載した書類

⇒ 事業報告書・決算書、事業計画・予算書など

⑥ 申請者が代表者であることを証する書類

⇒ 議事録（申請者を代表者に選出する旨の議決を行った総会の議事録）の写しで議長及び議事録署名人の署名のあるもの（※規約で「署名押印が必要」と規定している場合には、署名と押印の両方が必要です。）

⇒ 代表者に決定された者の承諾書で本人の署名のあるもの

６．認可申請手続きの流れ

自治会内での協議

自治会内で、認可地縁団体となるかどうかを十分に話し合いましょう。

⇩

地域振興課との事前相談

申請方法、各種様式、法令に沿った規約案等について、事前に地域振興課と相談しながら申請書類を整えましょう。

⇩

総会にて、認可に必要な事項の議決

地縁団体の登録には以下の事項が必要です。

１．法令に沿った内容が含まれている規約
２．認可申請することの議決
３．地縁団体の構成員
４．地縁団体の代表者

⇩

認可申請書の提出

提出書類は以下のとおりです。

① 認可申請書
② 規約
③ 認可申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
④ 構成員名簿
⑤ 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域活動を現に行っていることを記載した書類
⑥ 申請者が代表者であることを証する書類

⇩

認可要件審査

認可要件を満たしているかどうか書類審査を行います。審査には１ヶ月程度かかります。

⇩

市長による認可・告示

認可要件を満たしていると確認でき次第、市長による認可・告示を行います。

７．認可後の手続き等について

（１）法人登記

認可地縁団体の法人登記は、可児市長による告示によってこれにかえることになるので、法務局への法人登記は必要ありませんが、国税（多治見税務署）、県税（中濃県税事務所）、市税（可児市税務課）に法人設立届けを提出することが必要です。

（２）認可地縁団体としての印鑑登録

不動産登記等に必要な認可地縁団体の印鑑登録を行うことができます。手続きは地域振興課で行っています。

＜地縁団体印鑑登録に必要なもの＞
- ○　申請書（地域振興課に用意してあります）
- ○　登録する団体印
- ○　代表者の個人の印鑑

（３）各種証明書の発行

認可地縁団体印鑑登録証明書及び認可地縁団体証明書については、地域振興課の窓口で発行します。発行手数料は１枚につき300円です。発行の手続き等については、下表を参照してください。各種証明書の申請書は地域振興課に用意してあります。

証明書の種類	必要なもの	申請者の条件
認可地縁団体 印鑑登録証明書	・申請書 ・登録されている団体の印鑑 ・申請者の認印	団体の代表者又は代表者の委任状を持参した方
地縁団体台帳	・申請書	特になし

（４）認可地縁団体にかかる税金について

税の種類		収益事業を行う場合	収益事業を行わない場合
市税	法人市民税	法人税割、均等割ともに課税	申請により減免　※
	固定資産税	固定資産税評価額で課税	
県税	法人県民税	法人税割、均等割ともに課税	申請により減免　※
	法人事業税	課税	非課税
	不動産取得税	課税	申請により減免　※
国税	法人税	課税	非課税
	登録免許税	課税	課税

※　減免の対象や申請方法等については、下記の所轄機関にお問い合わせください。

（５）各種手続きについて

【地縁による団体の認可・認可地縁団体の印鑑登録・証明】		
可児市役所地域振興課　自治振興係		電話：0574-62-1111（内線2101）
【不動産登記等】		
岐阜地方法務局　美濃加茂支局		電話：0574-25-2400
【認可地縁団体の課税・課税免除・減免】		
法人市民税	可児市役所税務課　市民税係	電話：0574-62-1111（内線3208）
固定資産税	可児市役所税務課　土地係	電話：0574-62-1111（内線3201）
	可児市役所税務課　家屋係	電話：0574-62-1111（内線3203）
法人県民税 不動産取得税	中濃県税事務所	電話：0575-33-4011（代表）
その他の税金	多治見税務署	電話：0572-22-0101（代表）

８．認可地縁団体の義務について

認可地縁団体の義務は以下のとおりです。

（１）告示された事項に変更があった場合（地方自治法第260条の２第11項）

認可後、告示された事項を変更した場合は、変更の手続きが必要です。市長の告示がないと、変更された事項の内容は変更したことにはならず、効力がないため第三者に対して対抗できません。変更の内容に応じて、地域振興課に書類を提出してください。

＜代表者に変更があった場合の必要書類＞

- ○　告示事項変更届出書
- ○　新しい代表者の就任承諾書
- ○　告示された事項に変更があった旨を証する書類（総会議事録の写しなど）

＜主たる事務所の位置が変更した場合の必要書類＞

- ○　告示事項変更届出書
- ○　告示された事項に変更があった旨を証する書類（総会議事録の写しなど）

※　告示事項変更届出書及び就任承諾書の様式は、市ホームページ又は地域振興課に用意してあります。

（２）規約の変更（地方自治法第260条の３第２項）

認可後、規約を変更した場合は、変更の手続きが必要です。市長の変更認可・告示がないと、規約の内容は変更したことにはならず、効力がないため第三者に対して対抗できません。

なお、規約の変更をする際には、法令に沿った変更であるかどうかを確認する必要があるため、事前に必ず地域振興課にご相談ください。

＜規約の変更をした場合の必要書類＞

- ○　規約変更認可申請書
- ○　規約変更の内容及び理由を記載した書類
- ○　規約変更を総会で議決したことを証する書類（総会議事録の写し）

※　規約変更認可申請書の様式は、市ホームページ又は地域振興課に用意してあります。

（３）財産目録の作成と備え置き（地方自治法第260条の４第１項）

認可を受ける時及び毎年１月から３月までの間に財産目録を作成し、常に主たる事務所に備え置いてください。

（４）構成員名簿の備え置き（地方自治法第260条の４第２項）

構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えてください。ただし、市への報告、提出は必要ありません。

（５）通常総会開催の義務（地方自治法第260条の13）

認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年１回、構成員の通常総会を開いてください。

９．認可地縁団体の不動産登記の特例について

平成27年４月の地方自治法の改正により、認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例制度が創設されました。登記簿の登記名義人が多数で相続登記がされていないなど登記義務者が判明しない場合は、不動産登記法に則った手続きをとることが難しく、認可地縁団体への所有権の移転登記が困難なことがあります。このような場合に、一定の要件を満たすものについては、認可地縁団体からの申請により市長が公告手続きを経て、証明書を発行することにより、認可地縁団体が登記申請を行うことができるようになりました。

（１）特例の適用を受けるための要件

認可地縁団体は、次の４つの要件をすべて満たした場合に限り、この公告の申請を行うことができ、これらの要件を満たしていることを疎明するに足りる資料を申請書に添付する必要があります。

＜特例の適用を受けるための要件＞

① 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること。

② 当該認可地縁団体が、当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していること。

③ 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人のすべてが当該認可地縁団体の構成員、又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること。

④ 当該不動産の登記関係者（表題部所有者、所有権の登記名義人、これらの相続人）の全部又は一部の所在が確認できないこと。

（２）申請書類の準備

特例を受けようとする認可地縁団体は、地域振興課へ次の書類を提出します。

＜特例の適用を受けるための申請書類＞

① 所有不動産の登記移転等に係る公告申請書
② 申請不動産の登記事項証明書
③ 申請不動産に関し、地方自治法260条の38第１項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
④ 申請者が代表者であることを証する書類
⑤ 申請要件に該当することを疎明するに足りる資料（下記参照）

＜申請要件に該当していることを疎明するに足りる資料＞

① 当該認可地縁団体が、当該不動産を10年以上所有の意思をもって平穏かつ公然と占有していることが分かること

⇒ 当該不動産の所有又は占有している事実が記載された当該認可地縁団体の事業報告書

⇒ 公共料金の支払領収書、閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本、旧土地台帳の写し、固定資産税の納税証明書、固定資産課税台帳の記載事項証明書等

※ これらの資料が入手困難な場合は、資料の入手が困難であった理由を記載した書面と不動産の隣地所有者や不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記載した書面や不動産の占有を証する写真等

② 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人のすべてが当該認可地縁団体の構成員、又はかつて当該認可地縁団体の構成員であったことが分かること

⇒ 認可地縁団体の構成員名簿

⇒ 市が保有する地縁団体台帳

⇒ 墓地の使用者名簿（墓地の場合）

※ これらの資料が入手困難な場合は、資料の入手が困難であった理由を記載した書面と不動産の所在地に係る地域の実情に精通した者等の証言を記載した書面等

③　当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が確認できないこと

⇒　登記記録上の住所の属する市町村の長が、当該市町村に登記関係者の「住民票」および「住民票の除票」が存在しないことを証明した書面

⇒　登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛の配達証明付き郵便が不到達であった旨を証明する書面

⇒　申請不動産の所在地に係る精通者等が登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面

（３）その他

この特例制度は、認可地縁団体が所有する不動産について、その所有権の保存又は移転の登記を認可地縁団体のみの申請により可能とするものですが、不動産登記は対抗要件としての公示制度として位置づけられるものであり、当該不動産の所有権の有無を確定させるものではありません。

（４）登記までの流れ

申請要件を確認

下記の申請要件を満たすかを確認します。
① 認可地縁団体が10年以上占有している
② 表題部所有者又は所有権の登記名義人のすべてが当該認可地縁団体の構成員、又はかつての構成員である
③ 登記関係者の所在が不明である

↓

公告申請書の提出

下記の書類を地域振興課に提出します。
① 公告申請書
② 申請不動産の登記事項証明書
③ 総会で議決したことを証する書類
④ 申請者が代表者であることを証する書類
⑤ 申請要件に該当することを疎明するに足りる資料

↓

認可要件審査

提出された書類を審査し、申請要件を満たしているかどうかを確認します。審査には２週間程度かかります。

↓

市長による公告

申請要件を満たしていると確認されたら、市長による公告を行います。公告期間は、３か月間以上です。

↓

公告結果の通知

公告に対して異議がなかった場合、その公告結果を市から申請者に文書で通知します。

↓

登記手続き

市からの通知、その他登記に必要な書類をそろえて、法務局で登記手続きを行います。

（記入例・参考資料等）

〇〇年〇〇月〇〇日

可児市長　　様

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び事務所の所在地
名　称　**〇〇自治会**
所在地　**可児市〇〇△△番地**

代表者の氏名及び住所
氏　名　**可　児　太　郎**
住　所　**可児市〇〇△△番地△**

認可申請書

地方自治法第２６０条の２第１項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）
1　規約
2　認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
3　構成員の名簿
4　良好な地域社会の維持及び又は形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
5　申請者が代表者であることを証する書類

（記入例・参考資料等）

○○自治会　構成員の名簿

○○年○○月○○日現在　NO.○○

氏　名	住　所
可児　太郎	可児市○○△△番地△
可児　花子	可児市○○△△番地△
可児　一郎	可児市○○△△番地△
可児　二郎	可児市○○△△番地△
可児　三郎	可児市○○△△番地△
○○　■■	可児市○○▲▲番地
○○　□□	可児市○○▲▲番地
○○　◇◇	可児市○○▲▲番地
○○　▲▲	可児市○○▲▲番地
●●　▽▽	可児市○○◇◇◇◇番地▲
●●　▼▼	可児市○○◇◇◇◇番地▲
●●　□□	可児市○○◇◇◇◇番地▲
◇◇　▽▽	可児市○○●●番地◆◆
◇◇　▼▼	可児市○○●●番地◆◆
◇◇　○○	可児市○○●●番地◆◆
◎◎　●●	可児市○○▽▽番地□□
◎◎　□□	可児市○○▽▽番地□□
◎◎　△△	可児市○○▽▽番地□□
◆◆　○○	可児市○○■■■■番地
◆◆　▽▽	可児市○○■■■■番地
◆◆　◇◇	可児市○○■■■■番地

（記入例・参考資料等）

○○年度　○○自治会事業報告書

実施日	活動の内容	参加者の概要及び人数	備考
４・○	自治会総会	全世帯○○○名	○○集会所
５・○	春の花いっぱい運動	全世帯○○○世帯参加	植栽・清掃
６・○	ソフトボール大会	○○名参加	○○小学校 運動場
７・○	夏の清掃活動	全世帯○○○世帯参加	清掃・除草
８・○	夏まつり（盆踊り大会）	○○○名参加	○○集会所
９・○	敬老会	○○○名参加	○○集会所
10・○	地区市民運動会	○○○名参加	○○小学校 運動場
11・○	秋の花いっぱい運動	全世帯○○○世帯参加	植栽・清掃
12・○	防犯パトロール	○○名参加	町内一円
１・○	○○自衛消防隊　出初式	○○名参加	○○集会所
２・○	役員会	役員○○名参加	○○集会所
３・○	自治会総会	全世帯○○○名	○○集会所

（記入例・参考資料等）

（昨年度から引き続き自治会長を行っている場合）

承　諾　書

私儀

〇〇年度定時総会に於いて、定時総会の資料通り承諾可決されましたので、〇〇年度に引き続き〇〇年度も〇〇自治会長を引き受けることを承諾しました。

〇〇年〇〇月〇〇日

可児市〇〇△△番地△

〇〇自治会長
可児　太郎

（記入例・参考資料等）

（総会にて新たに自治会長を選出した場合）

承　諾　書

私儀

〇〇年度定時総会に於いて、定時総会の資料通り承諾可決されましたので、〇〇年度〇〇自治会長を引き受けることを承諾しました。

〇〇年〇〇月〇〇日

可児市〇〇△△番地△

〇〇自治会長
可児　太郎

（記入例・参考資料等）

〇〇年〇〇月〇〇日

可児市長　　様

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び事務所の所在地
名　称　**〇〇自治会**
所在地　**可児市〇〇△△番地**

代表者の氏名及び住所
氏　名　**可　児　太　郎**
住　所　**可児市〇〇△△番地△**

規約変更認可申請書

地方自治法第260条の３第２項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）
１　規約変更の内容及び理由を記載した書類
２　規約変更を総会で議決したことを証する書類

（記入例・参考資料等）

規約変更の内容及び理由

団体名　〇〇自治会

変更前の内容	（事務所） 第４条　本会は、事務所を岐阜県可児市〇〇△△番地に置く
変更後の内容	（事務所） 第４条　本会は、事務所を岐阜県可児市〇〇□□番地に置く
変更の理由	代表者の自宅を事務所としており、代表者が変更したため

（記入例・参考資料等）

〇〇年〇〇月〇〇日

可児市長　　様

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び事務所の所在地
名　称　**〇〇自治会**
所在地　**可児市〇〇△△番地**

代表者の氏名及び住所
氏　名　**可　児　太　郎**
住　所　**可児市〇〇△△番地△**

告示事項変更届出書

下記事項について変更があったので、地方自治法第260条の２第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

１　変更があった事項及びその内容
代表者の氏名及び住所
可児　太郎　　可児市〇〇△△番地　　から
岐阜　三郎　　可児市〇〇◇◇番地□□　へ変更

２　変更の年月日
〇〇年〇〇月〇〇日

３　変更の理由
〇〇年度〇〇自治会総会議決による

（記入例・参考資料等）

○○年度　○○自治会　定例総会　議事録

日　時：○○年○○月○○日（○曜日）午後○時から
場　所：○○集会所　１階　大会議室

１．開催の挨拶　　司会者　岐阜　三郎
２．会長挨拶　　自治会長　可児　太郎
３．議長選出　　広見　一郎
４．会員の出席状況の確認
　会員総数　　○○○名（○○年○○月○○日現在）
　出席者数　　○○○名（うち委任状による出席者○○名）
　欠席者　　○○名
総会開催の定足数を満たしているため、本日の総会は成立することを確認する。

５．議　　案
第１号議案　○○自治会地縁団体認可申請について
○○自治会に法人化の趣旨説明を行い、地縁団体の認可申請について総会の議決を得るため、採決を行ったところ全員賛成であったため議案は原案どおり可決された。

第２号議案　認可申請内容の承認について
認可申請の議決に伴い、申請の際に必要となる事項についての採決を行う。
一．規約の改定について、別紙の「○○自治会規約案」のとおり、規約を改定する。
・　採決を行ったところ、次の２つの意見が出された。
①　○○○○○○
②　○○○○○○
その他、意見はなく、討論を打ち切り採決を行ったところ全員賛成であったため議案は原案どおり可決された。
二．構成員について規約の第３条の区域に規定する区域に住所を有する個人とし、別紙の「○○自治会構成員名簿」のとおりとする。
・　採決を行ったところ全員賛成であったため議案は原案どおり可決された。

三．代表者について、現自治会長の可児太郎を代表者にする。

・　採決を行ったところ全員賛成であったため議案は原案どおり可決された。

四．保有資産および保有予定資産の内容について、別紙の目録とする。

・　採決を行ったところ全員賛成であったため議案は原案どおり可決された。

以上のとおり、総会で議決したことを証します。

上記の議事の経過の要領を明確にするため、議事録を作り、議長、指名された署名者がこれらに署名押印する。

〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇自治会総会議事録署名者

議　長　　広　見　　一　郎　　印

署名人　　〇　〇　　〇　〇　　印　　自署

署名人　　△　△　　△　△　　印

（記入例・参考資料等）

〇〇年〇〇月〇〇日

可児市長　　様

認可を受けようとする地縁による
団体の名称及び事務所の所在地
　名　称　**〇〇自治会**
　所在地　**可児市〇〇△△番地**
代表者の氏名及び住所
　氏　名　**可　児　太　郎**
　住　所　**可児市〇〇△△番地△**

所有不動産の登記移転等に係る公告申請書

地方自治法第260条の38第１項の規定により、当認可地縁団体が所有する下記不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため公告をしてほしいので、別添書類を添えて申請します。

記

○　申請不動産（所有権の保存又は移転の登記をしようとする不動産）に関する事項

・建物

名称	延床面積	所在地
〇〇自治会集会場	**〇〇．〇㎡**	**可児市〇〇□□□□番地**

・土地

地目	面積	所在地
宅地	**〇〇〇．〇㎡**	**可児市〇〇□□□□番地**

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

①　**〇〇自治会集会場**
　　可児市〇〇□□番地△　広見　一郎

②　**宅地**
　　可児市〇〇◇◇番地□□　岐阜　三郎

（別添書類）

１　申請不動産の登記事項証明書
２　申請不動産に関し、地方自治法第260条の38第１項に規定する申請をすることについて総会で議決したことを証する書類
３　申請者が代表者であることを証する書類
４　地方自治法第260条の38第１項各号に掲げる事項を疎明するに足りる資料

規約例と規約作成上の留意事項

○○自治会（町内会）規約

第１章　総則

（目的）

第１条　本会は、以下に掲げるような地域的な共同生活を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

（１）回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡

（２）美化・清掃等区域内の環境の整備

（３）集会施設の維持管理

（４）○○○○○○○○○○○○○○○○○○

（５）○○○○○○○○○○○○○○○○○○

良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことが目的である必要があるため、特定活動のみを目的とすることはできません。権利能力を出来るだけ明確にして、具体的に定めて下さい。（例：住民相互の扶助及び親睦並びに福祉の増進。伝統文化・芸能等の伝承及び行祭事等）

（名称）

第２条　本会は、○○○会と称する。

（区域）

第３条　本会の区域は、○○市△△町×番□号から××番□□号までの区域とする。

区域は、客観的に明らかなものとして定められる必要があるので、町・字・地番・住居表示によって表示すること。ただし、河川や道路等による区域の表示（例：○○市△△町大字□のうち××川の北の区域）も認められます。

（事務所）

第４条　本会の事務所は、□□県○○市△町×番○号（○○公民館）に置く。

この事務所とは、ひとつの地縁団体につき、ひとつのみ設置される主たる事務所で、この所在地が団体の住所となります。地方自治法上特に規制はなく、代表者の住所でも、集会施設の住所でも可能です。（ただし、団体の所在になるため「代表者の住所」となると代表者が変更となる都度、告示事項変更届が必要です。）

第２章　会員

（会員）

第５条　本会の会員は、第３条に定める区域に住所を有する個人とする。

区域に住所を有する個人が、すべて構成員となることが出来るようにしなければなりません。区域に住所を有することのほか、条件を定めることはできません。

（会費）

第６条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

会費は、会員及び団体に重要な事項であるため、規約で定める必要があるが、規約改正は、第36条に定める特別議決事項となるため、通常総会で定めることが適当です。

（入会）

第７条　第３条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、〇〇に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

２　本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（退会等）

第８条　会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

（１）第３条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

（２）本人より〇〇に定める退会届けが会長に提出された場合

２　会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

入会手続きは、入会希望者の入会の意志が確認できるものとすべきですが、入会に際し、いかなる意味においても制約を課すことはできません。そのため、正当な理由なく拒むことが出来ない旨を記載して下さい。（退会についても同じ）

第３章　役員

（役員の種別）

第９条　本会に、次の役員を置く。

（１）会長　１人

（２）副会長　〇人

（３）その他の役員　〇人

（４）監事　〇人

地方自治法第260条の５において「認可地縁団体には１人の代表者を置かなければならない」と規定されています。そのため、代表者（会長）１名を必ず選出し、また、１人又は複数の監事を置く必要があります。

（役員の選任）

第10条　役員は、総会において、会員の中から選任する。

２　監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

監事は、会長や副会長、その他役員と兼職することは、会務執行を監査する役職上避ける必要があります。

（役員の職務）

第11条　会長は、本会を代表し、会務を総括する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

３　監事は、次に掲げる業務を行う。

（１）本会の会計及び資産の状況を監査すること。

（２）会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。

（３）会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。

（４）前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

会長が不慮の事故等により職務を行えなくなった場合に備えて副会長を置くことが望ましいです。監事の職務は、地方自治法第260条の12に規定されています。

（役員の任期）

第12条　役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第４章　総会

（総会の種別）

第13条　本会の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（総会の構成）

第14条　総会は、会員をもって構成する。

（総会の権能）

第15条　総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

総会は、団体運営のうち規約において役員会に委任したもの以外はすべての事項について議決できます。なお、総会で議決すべき重要事項に、事業計画の決定、事業報告の承認、予算の決定及び決算承認が含まれます。（地方自治法第260条の16参照）

（総会の開催）

第16条　通常総会は、毎年度決算終了後〇箇月以内に開催する。

２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

（１）会長が必要と認めたとき。

（２）全会員の５分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

（３）第11条第３項第４号の規定により監事から開催の請求があったとき。

総会は、地方自治法第260条の13の規定により、少なくとも年１回以上は開催する必要があります。また、年度終了後３ヶ月以内に財産目録を作成する必要があることから、事業報告及び決算を作成し、その承認を行うために通常総会を年度終了後３ヶ月以内に開催する必要があります。

（総会の招集）

第17条　総会は、会長が招集する。

２　会長は、前条第２項第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の〇日前までに文書をもって通知しなければならない。

総会は、請求のあった日から適切な期間内に招集する必要があります。また、少なくとも５日前までに通知を行う必要があります。（地方自治法第260条の15参照）

（総会の議長）

第18条　総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

議長は、表決権を行使することとなるため、出席した会員から選出する必要がありますが、「総会の議長は、会長がこれに当たる」とすることも可能です。

（総会の定足数）

第19条　総会は、会員の２分の１以上の出席がなければ、開会することができない。

（総会の議決）

第20条　総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（会員の表決権）

第21条　会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

２　次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の

所属する世帯の会員数分の一とする。

（１）〇〇〇〇〇〇〇〇〇

（２）×××××××××

（総会の書面表決等）

第22条　止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的な方法により表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

２　前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

表決権は、会員は一箇の表決権（1人1票）を有することが必要です。しかし、従来の自治会活動は、世帯単位で表決権を有する運営が行われています。そうしたことを勘案して、第21条の２の規定（特定事項について世帯の表決権を１票とすること）を設けることは可能ですが、世帯単位で活動して意志決定を行っていることが地域社会において是認され、そのことが合理的である場合に限ります。したがって、「規約の変更、財産処分及び解散、代表者の代表権の制限及び委任、監事や役員会の設置等、代表者や監事の選任」は同項の規定は適用されません。なお、同項を適用する場合も、世帯内の会員の表決権を剥奪することはできません。したがって、世帯で表決権を取りまとめるには、誰か一人に委任することとなります。なお、定足数や会員数については、第22条2項により、書面表決及び代理行使を行った会員を含めることに留意が必要です。

令和３年９月１日から、規約に定めることにより、総会に出席しない会員の書面による表決に代えて電磁的方法による表決も可能になりました。

（総会の議事録）

第23条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所

（２）会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）

（３）開催目的、審議事項及び議決事項

（４）議事の経過の概要及びその結果

（５）議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名押印をしなければならない。

会議が有効に成立し、かつ有効に議決されたことを証明することが、市町村に各種申請する場合などに求められることから議事録作成を規約に定めておく必要があります。

第５章　役員会

（役員会の構成）

第24条　役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

（役員会の権能）

第25条　役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

（１）総会に付議すべき事項

（２）総会の議決した事項の執行に関する事項

（３）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（役員会の招集等）

第26条　役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

２　会長は、役員の〇分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から〇日以内に役員会を招集しなければならない。

３　役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも〇日前までに通知しなければならない。

（役員会の議長）

第27条　役員会の議長は、会長がこれに当たる。

（役員会の定足数等）

第28条　役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

最高意志決定機関は総会ですが、たびたび招集することは困難であるため、役員会で実務上執行に関する事項等を決定することがよいです。 なお、役員会のメンバーは、監事を除く役員とし、監事は、会務の執行を監査する職務上、役員会には参画しないようにする必要があります。

第６章　資産及び会計

（資産の構成）

第29条　本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

（１）別に定める財産目録記載の資産

（２）会費

（３）活動に伴う収入

（４）資産から生ずる果実

（５）その他の収入

（資産の管理）

第30条　本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

（資産の処分）

第31条　本会の資産で第29条第１号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において〇分の△以上の議決を要する。

（経費の支弁）

第32条　本会の経費は、資産をもって支弁する。

保有する具体的な資産をすべて規約に掲げることも可能ですが、第29条（１）のように「別に定める財産目録記載の資産」とすることも可能です。財産目録は、地方自治法第260条の４の規定により設立時及び毎年（年度）初３ヶ月以内に作成する必要があります。なお、不動産等の重要な固定資産は、第31条のように定め、総会において３分の２以上の議決を要することが望ましいです。

（事業計画及び予算）

第33条　本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

（事業報告及び決算）

第34条　本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後三ケ月以内に総会の承認を受けなければならない。

事業計画・事業計画及び予算・決算は重要事項であるため、総会の議決又は承認が必要です。事業報告や決算も財産目録を年度終了後３ヶ月以内に作成しなければならないため、３ヶ月以内に総会での承認を得る必要があります。ただし、年度開始前に総会で事業計画・予算の議決を行わない限り、年度開始当初から通常総会開催までの間は予算がないことになるので、第33条第2項のように定めておくことが必要です。

（会計年度）

第35条　本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、△月△日に終わる。

第７章　規約の変更及び解散

（規約の変更）

第36条　この規約は、総会において総会員の４分の３以上の議決を得て、かつ可児市長の認可を受けなければ変更することはできない。

規約の変更は、総会の専権事項です。「規約変更認可申請書」により、可児市長の認可が必要です。４分の３の定数はこれより引き下げないようにしてください。（地方自治法第260条の３）

（解散）

第37条　本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

２　総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の４分の３以上の承諾を得なければならない。

①破産、②認可の取り消し、③総会員の４分の３以上の同意による総会の議決、④構成員の欠乏の場合に、解散することになります。４分の３の定数はこれより引き下げないようにしてください。（地方自治法260条の20及び260条の21参照）

（残余財産の処分）

第38条　本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

特定の個人等を残余財産の帰属権利者として指定することは、地縁による団体の目的に鑑み、適当ではありません。したがって、地方自治法第260条の31第2項の趣旨に鑑み「本会と類似する目的を有する団体」と限定することが必要です。

第８章　雑則

（備付け帳簿及び書類）

第39条　本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

（委任）

第40条　この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に

定める。

付　則

1　この規約は〇年〇月〇日から施行する。

2　本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

3　本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から△年△月△日までとする。

第40条は、規約施行上の細則を定めるものは、会長でも役員会等でもよいですが、必ず委任することを総会で議決してください。

付則第１項は、認可年月日から施行することが多いです。したがって、設立初年度は、事業年度及び会計年度が変則となるため、付則第２項、第３項を定めます。